

内閣府公益認定等委員会委員と九州各県合議制機関委員との意見交換会希望事項

ブロック名	九州	提案都道府県名等	大分県
議題番号	1	立入検査の重点化に伴う懸念点や対応案について	
項目			
提案の趣旨および内容			
<p>○ 令和7年4月からの公益法人制度改正において、内閣府は、立入検査の重点化（メリハリ付け）を行うこととしており、令和6年12月末までにガイドラインの全面見直しにより、基本的な考え方が示される予定である。各県においては、その考え方は共有しつつ、地域の実情に応じた監督が行われるべきものと考えられる。</p> <p>そこで、各県の実情を踏まえての懸念点や対応案（監督体制のアイデア）を共有したい。</p> <p>○ 当県においては、役員等の入れ替わりが頻繁な法人や、専任の事務職員を配置していない小規模法人などでは、法令・制度に関する理解が不十分であることから、現在も立入検査では、不適切な事務処理等に対する指摘を行うことが少なくない。このような状況では、令和5年12月に内閣府から発出された「立入検査（点検調査）の試行について（メモ）」で示された検査手法である「事前の自己点検（「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」の提出）」＋「当日の役員等との意見交換・相談」では、法人の運営状況を把握することが困難なケースもあると見込まれ、県の法人に対する監督機能が適切に働くか懸念している。</p> <p>例えば、上記の手法の留意点やより効果的な実施方法、また、上記の手法以外の視点から、監督機能を確保しながら立入検査（点検調査）を実施する仕組みづくりができないかについて、検討を進めたいと考えているところ。</p>			

（佐賀県回答メモ）

- 立入検査の重点化（メリハリ付け）は、取り組んでいかなければならないことと認識。
- 具体的な方法については、事務局において検討中。事務局から検討（案）が示されたら委員会で議論する。
- 一つのやり方として、当県では、毎年度、各法人から提出された事業報告を審査し「事業の実施状況」「財務3基準」について、各法人をA、B、Cの区分で総合評価を行っている。
- この総合評価を、立入検査の重点化（メリハリ付け）の目安とすることが考えられる。
- 今回の意見交換会で出た懸念点や対応案を参考にし、当県でも議論を進めていきたい。

【参考】

	A	B	C	計	
令和4年度	46	19	2	67	A…認定法基準違反等なく適正に事業運営されていると思われる法人。
3年度	46	21	0	67	B…認定法基準違反等の疑いがある法人。
2年度	43	23	0	66	C…明らかな認定法基準違反があり、かつ、速やかな是正対応が困難である法人。

※参考資料 別紙1 「立入検査（点検調査）の試行について（メモ）」
 別紙2 「新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革」…P11
 別紙3 「第二回FU会合事務局説明資料」…P15

内閣府公益認定等委員会委員と九州各県合議制機関委員との意見交換会希望事項

ブロック名	九州	提案都道府県名等	宮崎県
議題番号	2	公益法人のガバナンス強化に向けた体制強化等について	
項目			
提 案 の 趣 旨 お よ び 内 容			
<p>令和5年6月に取りまとめられた「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」では、不祥事防止等のコンプライアンスの確保の観点に加え、財務規律の柔軟化等に見合う説明責任の充実の観点から、ガバナンスの充実のため、外部理事・監事の導入や会計監査人を必置とする範囲の拡大等の方針が示されている。</p> <p>一方で、公益法人からの聞き取りの際に、少子高齢化等による人手不足の状況から、役員、事務局職員の人材確保に苦慮しているとの状況を確認することがある中、各法人が外部理事・監事の導入等の取り組みを進めれば、人材獲得競争が激化し、人材確保が困難となる可能性がある。</p> <p>公益法人のガバナンスの充実のため、法人運営の担い手となる人材の養成、法人体制の強化が今後一層重要になると思われるが、参考となる対応事例や今後予定している法人支援などについて情報交換をお願いしたい。</p>			

(佐賀県回答メモ)

- 当県においても、一部の法人から、役員・事務局職員の人材確保に苦慮しているという話しは、従前から聞いている
- 来年4月から、法人のガバナンス強化のため、外部理事・監事の導入や会計監査人を必置とする範囲が拡大等することについては、法人に説明しているところであるが、この対応についての事務局への問合せ等はあまりあっていないと聞いている。

今回の制度改正により、監事を2人以上置いている法人は、財政規模に関係なく、うち1人を外部監事にする必要があることについて、対象の法人の認識漏れがないように、事務局においては特に指導していると聞いている。

- しかし、貴県が懸念されるところ、法人運営の担い手となる人材の養成、法人体制の強化が今後一層重要になると思われることから、国及び九州各県の対応や、今後予定されている法人への支援等について、教示していただきたい。

※参考資料 別紙3 「第二回 FU 会合事務局説明資料」…P13～P15

参考資料 別紙4 「改正法 新旧対照条文」…P18～P19

【その他】

内閣府公益認定等委員会委員と九州各県合議制機関委員との
意見交換会の議題参考資料

目次

- 別紙1 立入検査（点検調査）の試行について（メモ） P1～8
- 別紙2 新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革 P9～11
- 別紙3 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識
者会議 第2回FU会合 事務局説明資料③ P12～15
- 別紙4 公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 P16～19
の一部を改正する法律案

立入検査（点検調査）の試行について（メモ）

令和5年12月
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の最終報告（令和5年6月2日）を踏まえ、令和5年6月に、「令和6年度以降における立入検査の見直しの方向性（メモ）」を、各都道府県に情報共有させていただきました。

内閣府では、立入検査の見直しの方向性について、引き続き検討を重ねてきたところ、上記メモの内容のうち「任意の法人訪問」については、各都道府県から様々なご意見をいただいたことも踏まえ、根拠法令、目的、検査対象法人選定基準等に主眼を置いて改めて検討し、「任意の法人訪問」に替えて、「立入検査（点検調査）」とすることとしました。内閣府では、令和5年度後半から試行する予定であり、その内容について御参考までに共有いたします。

「立入検査（点検調査）」は、あくまでも認定法第27条を根拠とした立入検査として位置付けた上で、検査対象法人選定基準、具体的な実施方法等については、問題法人に対する「立入検査（重点検査）」と差別化を図ることとし、特段問題が見受けられず長期間検査未実施の法人、新規に公益認定を受けた法人等への簡易な確認・指導・対話を主な目的としております。今年度の内閣府の試行結果については、分析した上で、改めて共有する予定です。

なお、「令和6年度以降における立入検査の見直しの方向性（メモ）」においても言及しているとおり、今回の制度改革では、報告及び検査に関する認定法第27条の権限規定及び同法第59条の権限委任規定を改正することは予定しておらず、引き続き、各行政庁の委任を受けた審議会等における判断で、報告要求や立入検査が実施できるものと考えております。

さらに、制度改革の進捗に合わせて、「監督の基本的考え方（平成20年11月21日内閣府）」及び「立入検査の考え方（平成21年12月24日（平成26年5月14日一部改訂 内閣府）」を改訂・公表する予定であることも既報のとおりです。

今後も引き続き、随時、内閣府における検討状況を情報共有いたします。

御不明な点等ございましたら、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

（以上）

（照会先）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
電話：03-5403-9555（内線9538）

【参照条文】

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

（報告及び検査）

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

立入検査（点検調査）について（試行案）

1 前提：立入検査の重点化（R6年7月～）

- ・ 定期的・網羅的な立入検査を見直し、立入検査(重点検査)は、問題のある法人に対する矯正のための強力な手段と位置付ける。
- ・ 重点化された立入検査について、事前にインターバル・ノルマは定めない。
- ・ 立入検査の重点化に伴い、立入検査の実効性向上、ノウハウの組織的蓄積・継承のため、R7年度以降に、立入検査専担班の新設を予定。
- ・ 報告徴収実施に至った法人、認定法違反が濃厚な情報を覚知した法人等問題のある法人への検査を「立入検査（重点検査）」、特段問題が見受けられず長期間検査未実施の法人及び新規に公益認定を受けた法人等への簡易な確認・指導・対話を「立入検査（点検調査）」と位置付け、別個のやり方で実施する（「立入検査（点検調査）」もその法的根拠は認定法第27条）。なお、重点検査ないし点検調査の実施対象法人の選定基準については、客観的・合理的にリスクを特定することができるよう、可能な限り明確化した上で、追って周知を図る予定。
- ・ 認定法第27条に規定する立入検査は、書面審査だけでは分からない、役職員や事務所の実態、書類の備置き状況等に関し、法令が遵守されているか、また、役職員と対面で対話することにより、挙動も含めて不審な点がないかなどを確認する機能を持つ。このため、オンラインのみで代替して実施することは想定されていない。他方、法人との面談やコミュニケーションの手段としては、引き続き法人の要望に応じてオンライン（Web会議等）を積極的に活用する。

2 これまでの立入検査の実施数

○過去の実績

- ・ 複数回の立入検査を受けた法人が大半（8割超）。立入検査実施総数（H22～R4年度）延べ約5,300回（R4年度末の内閣府所管は約2,600法人）
- ・ 単年度ベース（直近過去5年）は、下表のとおり。

年度	法人全数	計画数	実施数
H30	2,485	650	670
R 1	2,504	650	580
R 2	2,533	670	384
R 3	2,541	530	391
R 4	2,581	670	553

○R5年度計画

- ・ R6年度以降を見越して、R5年度は調整期間とし、長年立入検査に入っていない法人に注力（既往の方針を踏まえつつ重点化）。
- ・ R5年度計画件数は、364法人（過去の実績と比較して半減）。

3 現在の立入検査の実施方法

現状においては、手続・内容について、下記のとおり画一的に実施している。

(1) 実施前

- ・ 対象法人との日程調整
- ・ 監督等概要書の作成
- ・ 立入検査実施通知書の起案、決裁、発出
- ・ 担当委員への事前説明
- ・ 担当職員による事前打合せ

(2) 当日

- ・ 担当職員2名で丸1日かけて実施
- ・ 役員等から法人運営全般に関する事項の説明、質疑応答、意見交換
- ・ 各種書類等の検査、聴き取り
- ・ 事務所内の確認（公印・現金の管理、備置き書類の設置等）
- ・ 講評

(3) 実施後

- ・ 立入検査実施報告書等の作成
- ・ 担当委員への結果報告
- ・ 監督班による委員会一括報告

4 立入検査（重点検査）（R6年7月～）（案）

- ・ 法令違反等不適正運営の疑義の端緒を掴んだ問題法人（※1）に対して、原則、立入検査専担班が独立して検査を実施する（体制整備はR7年以降を予定。それまでに問題法人が発覚した場合は担当班と監督班等で協力して実施）。
- ・ （※1）問題法人として、①情報提供、報道等により、認定法に抵触する不適切事案を把握、②直近の事業報告審査結果が「C」、③立入検査（点検調査）で法令等違反疑義発覚等により報告徴収に至った法人を想定。
- ・ 問題法人に対しての検査及び検査後の是正措置は立入検査専担班が一括して行うこととし、審査担当班は立入検査専担班に必要な情報提供等の協力を行う。

5 立入検査（点検調査）（R6年7月～）（案）

- ・ 立入検査の重点化（検査対象選定基準明確化、検査対象集中化、検査内容充実化、専担班実施によるリソース最適化等）を図る一方で、その他の法人（法令等に照らし特に大きな問題が認められない法人）に対しては、これまでどおりの一律・画一的な立入検査を実施する必要性は乏しい。
- ・ したがって、前回の立入検査から長期間経過している法人及び制度に係る技術的助言の必要性が高い法人（※2）を対象として、審査担当班が主体となり、手続・検査事項等を効率化した「立入検査（点検調査）」を実施する。
- ・ （※2）検査対象として、①概ね10年間立入検査を実施していない法人、②新規公益認定法人、③公益認定後検査未実施の法人、④内閣府に行政庁変更後検査未実施の法人、⑤他法人を合併により吸収した法人、⑥業務運営を他の主体に依存しており法人の

自律的な運営状況を確認する必要性が高い法人 を想定。

- ・ 所要時間は一法人当たり 1～2 時間程度とする。できる限り 2～3 か所まとめて実施する。なお、法人の所在地が東京近郊以外の遠方の場合は、効率性・旅費節減等の観点から、班の枠を超えて調整することも検討する（調整に当たっては、監督班がサポートする。）。また、他班と組み合わせて実施する場合は、それぞれの法人の主担当が組んで 2 名ないし 3 名で法人に赴き、他法人の副担当を兼ねることとする。ただし、R5 年度の試行は、都内法人のみ実施予定。

<検査の必要性>

①概ね 10 年間立入検査を実施していない法人

→法人の運営状況に関して、一定の確認は必要。

②新規公益認定法人及び③公益認定後検査未実施の法人

→公益認定後の手続について相談に応じ、法人の疑問点を解消するとともに、制度理解不十分に起因する理事会運営や財産管理の不備、提出書類の漏れ等の防止を図る。

④内閣府に行政庁変更後検査未実施の法人

→従前の行政庁より監督が行われているが、事業範囲・内容等が変更になっていることを踏まえ、早期に検査を実施し、留意点を共有することによって、以降の審査・監督の円滑化を図る。

⑤他法人を合併により吸収した法人

→承継した事業に関して漏れなく変更認定及び届出等が適正に行われているかを確認するとともに、段階的な変更認定を予定している場合は進め方について相談に応じ、申請・審査の円滑化・迅速化を図る。また、消滅法人に係る手続は漏れが多いため、速やかに指導を行い、手続未済状態の長期化防止を図る。

⑥業務運営を他の主体に依存しており法人の自律的な運営状況を確認する必要性が高い法人

→役員・職員のいずれも非常勤である法人（＝事業に常時従事する役職員がいない法人）については、実態として、法人理事等が経営する企業により事業運営がなされている名義貸し状態となっていないか、また、法人財務が税理士事務所等に一任され、事業の全部が委託業務であるなど、法人運営に理事会が適切に関与せず丸投げ状態となっていないかなどを確認する。

さらに、直近の立入検査以降に変更届が一度も提出されていない法人（＝理事会を構成するメンバーが 5 期以上固定である法人）については、審査担当者が事実確認をする術がないことから、実地において選任（再任）に係る書面、登記簿等の確認を行うとともに、事業実施上の権限が特定の理事に集中し、理事会による牽制機能を失っていないかなどを確認する。

【具体的な実施方法】

(1) 実施前

- ・ 法人と日程調整。
- ・ 事前に「自己チェックシート」（別紙）及び「備置き書類一覧」（別紙）を法人に送付・確認依頼し、チェック結果を受領して確認。
- ・ 監督等概要書の作成・立入検査実施通知書の起案・担当委員への説明等の事前手続は不要。

(2) 当日

- ・ 担当職員 2 名で、所要時間は 1～2 時間程度（半日）を想定。

- ・ 法人役員等との意見交換、困りごとの相談等も実施。

(3) 実施後

- ・ 立入検査（点検調査）実施記録（簡易メモ）を作成・保存。
- ・ 立入検査実施報告書の作成及び委員レクは不要。
- ・ 監督班による委員会一括報告において、立入検査（点検調査）を実施した日程・法人名を報告。

6 R5 年度における立入検査（点検調査）の試行

- ・ R5 年度後半から順次試行を開始する予定。
- ・ 試行対象法人は、監督班が指定したもののみ。原則として、R5 立入検査実施計画 364 件から監督班において各班 2～4 件程度抽出し、「立入検査（点検調査）」の手法に変えて実施する（ただし、各班の進捗状況次第では、R5 立入検査実施計画外の法人を選定する場合もありうる。）。
- ・ 試行対象とした法人の検査には、従前の検査職員（主担当）のほか、監督班が同行し、自己チェックシート等の構成や進め方について検証する。
- ・ 試行結果を踏まえて監督班において検討を行い、R6 年度以降の方針・実施方法等に反映させる。

以 上

【公益法人】自己チェックシート

※チェック結果を参考に、必要に応じて相談・サポートをさせていただきますので、自己評価、備考欄の記入をお願いいたします。

法人名： _____

記入日： 令和 年 月 日

下記チェック項目について、自己評価を選択し、必要に応じて備考に記入してください。

チェック項目	根拠法令等	自己評価	備考 (理由やご相談の内容をご記入ください。)
(公益目的事業等)			
① 公益目的事業の種類又は内容、収益事業等の内容について、認定申請書(最新の変更認定申請書又は変更届)の記載のとおり実施しており、変更はありませんか。	認定法第11条、第13条		
(経理的基礎)			
② 経理処理・財産管理は適正に行われていますか。 (例)・財産の管理、運用について役員が適切に関与していますか。 ・開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備えていますか。	ガイドライン		
(役員の3分の1規定)			
③ 理事総数の3分の1を超えて、3親等以内の親族が就任していませんか。 また、理事総数の3分の1を超えて、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事等が就任していませんか。 【→備考欄に人数の記入もお願いします。】	認定法第5条第10号、第11号		(親族等である理事の人数 名) / (理事総数 名) (同一団体等に所属する理事 名) / (理事総数 名)
④ 監事総数の3分の1を超えて、3親等以内の親族が就任していませんか。 また、監事総数の3分の1を超えて、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事等が就任していませんか。 【→備考欄に人数の記入もお願いします。】	認定法第5条第10号、第11号		(親族等である監事の人数 名) / (理事総数 名) (同一団体等に所属する監事 名) / (理事総数 名)
(社員総会・評議員会、理事会)			
⑤ 社員総会又は評議員会は適切に開催し、招集・決議等の手続は適正に行っていますか。 (例)・役員を選任は一人一人個別に採決していますか。 ・定時の社員総会・評議員会とそれらを招集する理事会を中14日以上空けて開催していますか。	法人法第35～59条、第63条、第173～196条等		
⑥ 理事会は適切に開催し、招集・決議等の手続は適正に行っていますか。 (例)・決議の省略の場合については、定款で定められており、かつ、理事全員の同意(監事全員の異議なし)がありますか。	法人法第38条、第90～98条、第181条等		
(理事、監事)			
⑦ 理事は法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の職務執行を適切に監視していますか。 (例)・代表理事及び業務執行理事は自己の職務の執行状況を法令や定款に基づき理事会に報告し、議事録に記載していますか。 【→備考欄に人数の記入もお願いします。】	法人法第53条、第83～85条、第91～92条、第197条等		(年度内の全ての理事会に欠席した理事の数 名) (理事会開催数 全 回 / 年)
⑧ 監事は理事の職務の執行を適切に監査していますか。 (例)・監事は理事会に毎回出席し、計算書類等の監査を行い、監査報告の作成など適切に職務を果たしていますか。 【→備考欄に人数の記入もお願いします。】	法人法第53条、第99～104条、第124条、第190条等		(監事が理事会を欠席した回数 回) (理事会開催数 全 回 / 年)
(備置き・閲覧)			
⑨ 別添の「備置き書類一覧」をご参照の上、ご回答ください。	—		

備置き書類一覧(閲覧請求別)

法人名:

確認: 令和 年 月 日

【認定法(21条4項)に基づく閲覧対象書類】 何人も閲覧請求できる

備置き書類		根拠法令	備置き期間	主たる事務所	従たる事務所	有・無 チェック
事業計画書等						
①	事業計画書	認定法21条1項	当該事業年度開始の日の前日までの間から当該事業年度の末日まで	1年間	1年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
②	収支予算書	認定法21条1項	当該事業年度開始の日の前日までの間から当該事業年度の末日まで	1年間	1年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
③	資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	認定規則27条1項	当該事業年度開始の日の前日までの間から当該事業年度の末日まで	1年間	1年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
事業報告等						
④	財産目録	認定法21条2項1号	毎事業年度経過後3か月以内に作成してから	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑤	役員等名簿(当該法人の社員又は評議員以外の者から請求があった場合には住所を除外して閲覧)	認定法21条2項2号・5項	毎事業年度経過後3か月以内に作成してから	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑥	役員等報酬等の支給基準	認定法21条2項3号	毎事業年度経過後3か月以内に作成してから	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑦	キャッシュ・フロー計算書(会計監査人設置法人のみ)	認定規則28条1項1号	毎事業年度経過後3か月以内に作成してから	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑧	運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(事業報告・別紙1)	認定規則28条1項2号	毎事業年度経過後3か月以内に作成してから	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
定款、社員名簿						
⑨	定款	法人法14条1項 法人法156条1項		常時	常時	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑩	社員名簿(当該法人の社員以外の者から請求があった場合には住所を除外して閲覧)	認定法21条5項 法人法32条		常時	—	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
計算書類等						
⑪	貸借対照表(注記を含む)及びその附属明細書	法人法129条1項・2項 法人法199条	定時社員総会又は定時評議員会の2週間前から	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑫	損益計算書(注記を含む)及びその附属明細書	法人法129条1項・2項 法人法199条	定時社員総会又は定時評議員会の2週間前から	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑬	事業報告及びその附属明細書	法人法129条1項・2項 法人法199条	定時社員総会又は定時評議員会の2週間前から	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑭	監査報告、会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)	法人法129条1項・2項 法人法199条	定時社員総会又は定時評議員会の2週間前から	5年間	3年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑮	特定費用準備資金の積立限度額やその算定根拠等を記載した書類(当該資金がある場合)	認定規則18条3項5号	認定法21条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置を講じる			有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑯	資産取得資金に必要な最低額やその算定根拠等を記載した書類(当該資金がある場合)	認定規則22条4項	認定法21条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置を講じる			有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
⑰	5号財産、6号財産の内容等について記載した書類(当該財産がある場合)	認定規則22条5項	認定法21条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置を講じる			有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>

【法人法に基づく閲覧対象書類】

(1) 社員、評議員及び債権者が閲覧請求できる

㊦	社員総会又は評議員会の議事録	法人法57条2項・3項・4項 法人法193条2項・3項・4項	社員総会又は評議員会の日から	10年間	5年間	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
㊧	理事会の議事録	法人法97条1項・2項・3項 法人法197条	理事会の日から	10年間	—	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
㊨	社員総会又は評議員会の決議の省略に関する同意の意思表示に係る書面(決議の省略があった場合)	法人法58条2項・3項 法人法194条2項・3項	決議があったものとみなされた日から	10年間	—	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
㊩	理事会の決議の省略に関する同意の意思表示に係る書面(決議の省略があった場合)	法人法97条1項・2項・3項 法人法197条	決議があったものとみなされた日から	10年間	—	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>

(2) 社員が閲覧請求できる

㊪	議決権の代理行使の場合の代理権を証明する書面	法人法50条5項・6項	社員総会の日から	3か月間	—	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
㊫	書面による議決権の行使の場合の議決権行使書面	法人法51条3項・4項	社員総会の日から	3か月間	—	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
㊬	電磁的方法による議決権の行使の場合の電磁的記録	法人法52条4項・5項	社員総会の日から	3か月間	—	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>

※上記の備置き書類は電磁的記録をもって作成されている場合を含む。電磁的記録の場合に従たる事務所で閲覧請求に対応可能な措置をとっているときは、従たる事務所の備置きは不要(認定法21条6項、法人法14条3項、法人法129条2項)

(参考) 備置き書類ではないが、一定の議決権を有する社員及び評議員が閲覧請求できる

○	会計帳簿(法人法120条、法人法199条)(電磁的記録を含む)	法人法120条2項、121条 法人法199条	保存期間は閉鎖の時から10年間			有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
---	---------------------------------	---------------------------	-----------------	--	--	---

新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革

別紙 2

令和5年6月2日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室

現行制度への法人の不満

- ・「儲けてはいけない、ため込んではいけない」というルールのおかげで資金の有効活用や積極的な事業拡大がしにくい
- ・事業内容の変更をする際にいちいち事前に「変更認定」を求められて時間がかかる
- ・報告書を毎年提出しているのに、定期的な立入検査があり、負担が大きい

公益法人

- 法人の経営判断で、**社会的課題への機動的な取組**を可能に
 - ← 寄附などによる**資金を効果的に活用して公益的活動を拡大**
 - ・公益目的事業の収支黒字を将来の活動拡大により使いやすくするために収支相償原則を見直し
 - ・将来の事業発展・拡充のための「公益充実資金」を創設
 - ・法人が実情に応じ不測の事態へ対応するために必要な資金を確保しやすくするために遊休財産規制を見直し
 - (財務規律の柔軟化・明確化)
 - ← 公益認定・変更認定手続や合併手続等の柔軟化・迅速化
 - ・公益性に大きな影響がない事業の変更は届出化することにより、**柔軟・迅速な事業・組織の再編**を可能に
 - (行政手続の簡素化・合理化)
- **透明性と法人自らのガバナンス**の向上で、国民からの信頼・支援を獲得

「公益法人」を使いやすく ⇒ 民間公益の活性化

公益信託

- 軽量・軽装備な財産の公益活用手段
- **公益法人と共通の枠組み**でより使いやすい制度に

公益活動における相互のシナジー

民間公益の選択肢拡大

国民・企業

- 公益法人の情報が可視化され、信頼性が向上
 - 自らの価値観に基づく選択により、公益法人を寄附等で支援
 - 公益法人の活動を通じた社会的課題解決を実現
- 民間公益の活性化による受益の拡大

行政

- DXを推進し、わかりやすく**一元的に公益法人に関する情報を提供**
- 一律の事前規制から、**重点化した事後チェック型の行政**へ
- 法人・経済界等との対話・連携の推進

- 公益法人が、多様で変化の激しい**社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応し、新たな事業展開にチャレンジ**。
- 公益法人は、法人数約9,700、職員数約29万人、公益目的事業費年間約5兆円、総資産約31兆円を有しており、その**潜在力を最大限発揮**して、**新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**。

今後のスケジュール (予定)

○令和5年6月初旬 有識者会議最終報告 → ○同年夏 新しい資本主義実行計画・骨太方針 予算要求・税制改正要望 → ○令和6年 改正法案国会提出予定 → ○令和7年度目途 新公益法人制度施行 → ○令和8年度目途 新公益信託制度施行

9 1

より柔軟・迅速な公益活動展開のために

資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化

【収支相償原則（フロー規律）】

公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

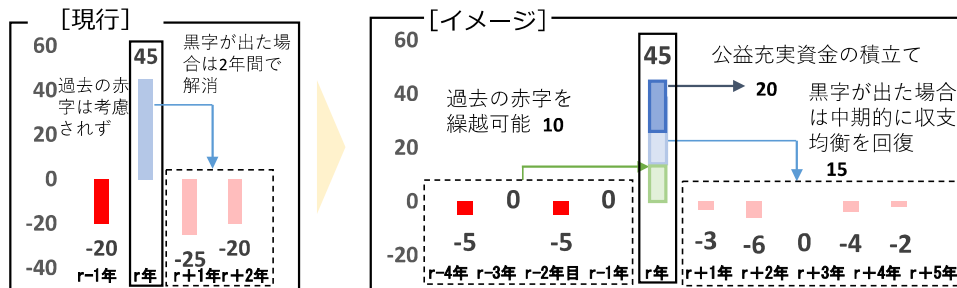
（公益目的事業に係る収入と適正な費用を比較し、公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促すための規律

※公益目的事業非課税等の税制優遇の前提

課題 単年度の収支が赤字でなければならないという誤解。社会の変化に応じ、法人の経営判断で公益活動に資金を最大限効果的に活用できるようにする必要

中期的な収支均衡の確保

- ・ 単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況を図る趣旨を法令上明確化。「黒字」が生じた場合には「中期的」に均衡を回復。「中期的」は5年間とし、過去の「赤字」も通算して判定。
- ・ 加えて、将来の公益目的事業の発展・拡充のためより柔軟な積立を行うことが可能な「公益充実資金」を創設



【遊休財産規制（ストック規律）】

使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費1年相当分を超えて保有することができない。

（安定した法人運営を継続するための余裕財産を確保しつつ、その死蔵を避けるための規律

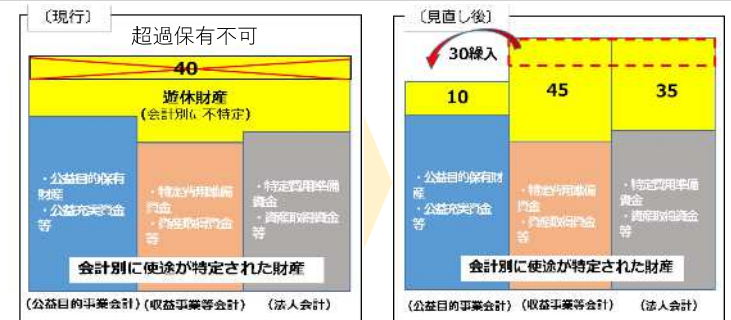
※公益目的事業非課税等の税制優遇の前提

課題 安定した法人運営の継続や不測の事態に備えるために事業費1年分を超えた保有が必要な場合もある。また、上限額（事業費）の急激な変動に対応が困難

遊休財産（使途不特定財産）の適正管理

- ・ 事業費1年相当分を超えて保有する場合、その合理的な理由や超過額を将来の公益目的事業に使用する旨を明らかにし、法人自ら継続的にフォローアップ
- ・ 上限額の予見可能性を向上（過去5年間の平均事業費等を基準に算定）

上限（1年分の事業費）が50、遊休財産額が90
⇒ 40超過の場合



柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素・合理化

【認定手続】

事業内容等を変更する場合、変更によっても法人が認定基準に適合することを改めて審査

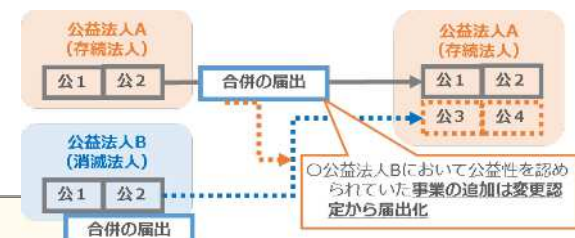
課題 「認定」事項が多く審査に時間がかかる。社会変化に対応した事業改編、組織再編を迅速に行うことや法人負担軽減が必要

公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化

- ・ 「公益性に大きく影響せず」かつ「事後監督では正しい」変更は届出化（例：公益目的事業の事業再編・縮小、収益事業の追加等）
- ・ 必要書類の合理化・明確化、審査期間を公表（短縮を図る）

合併手続等の柔軟化・迅速化

- ・ 事業内容の変更を伴わない単純合併を届出化するなど、審査のメリハリ付け、手続マニュアル作成・周知



吸収合併手続の場合のイメージ（見直し後） 2

より国民からの信頼・協力を得ていくために

透明性の一層の向上

【公益法人の情報開示】
財産目録や財務諸表等について、法人・行政庁は閲覧請求に応じて開示。
公益法人は、税制優遇等を受けつつ不特定多数の者に対して公益目的事業を行うことから、社会に対して広く情報開示を行うことが求められる

課題 広く国民からの信頼を得るためには、財務規律の柔軟化、行政手続の簡素・合理化に伴う法人の活動状況・財務状況等の情報開示の拡充が必要。また、利活用しやすい法人情報の提供や手続迅速化を促進するためのDXが必要

法人運営の透明性向上とDX推進

- 法人運営に関する情報開示の拡充（個人情報の保護等に配慮しつつ検討）
（例：法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引等）
- 行政庁による法人情報の公表。法人情報を一元的に閲覧・利活用できるプラットフォームを整備
- 公益法人行政に関する全ての手続のデジタル完結、ユーザビリティ向上

わかりやすい財務情報の開示

- 財務諸表における、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を推進
- 併せて行政庁への定期提出書類を簡素化し、法人負担を軽減

法人による自律的なガバナンスの充実

【公益法人のガバナンス】
公益法人は、税制優遇等を受けつつ不特定多数の者に対して公益目的事業を行うことから、一般社団財団法人と比べガバナンスが強く求められる

課題 理事による法人の私物化を防ぐとともに、自由度の拡大に応じたガバナンスが必要。自浄作用向上を図った上で、なお生じる不適切な法人に対しては、公益法人制度の信頼性確保のため、迅速に実効性が高い措置を講じる必要

法人機関ガバナンスの充実

- 法人自ら取り組んだガバナンス強化策（内部統制システムなど）を事業報告書等に記載
- 外部理事・監事の導入（少なくとも1人は法人外部から）
- 会計監査人必置範囲の拡大と小規模法人支援（監事研修等）

行政による事後チェックの重点化

- 内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、不適切事案の端緒を掴んだ法人に対し集中的・専門的に立入検査を実施
- 監督の考え方をあらかじめ明確化・公表。法人の予見可能性を高めつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用

民間による公益的活動の活性化のための環境整備

公益信託制度改革

- 公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可を行う仕組みとなるように制度を構築
- 公益信託の認可・監督は、内閣総理大臣又は都道府県知事が行い、公益認定等委員会等の合議制の機関が公益性の判断を行う

公益法人による出資等の資金供給

- 資産運用や公益目的事業としての出資（社会的課題解決に資する資金供給の一環）について考え方・基準を整理、明確化

法人・経済界等との対話の推進、法人の取組の成果を可視化するためのインパクト測定・マネジメントの普及

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
第2回F U会合 事務局説明資料③
ガバナンスの充実等
令和6年7月5日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

外部理事の設置対象外となる小規模法人の基準

公益認定の基準〔認定法5条15号〕

理事のうち一人以上が外部理事であること

外部理事とは

1. 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者
2. その他1. に準ずるものとして内閣府令で定める者であること

適用除外

政令で定める基準に達しない場合は、外部理事を設置しなくてもよい。

(毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。)

外部理事を加えることの趣旨

- 法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化の防止、社会課題を踏まえた柔軟な視点から理事会運営の活性化を期待

外部理事になれない者（内閣府令）



- 現に社団法人の社員である者
- 財団法人の設立者

- 社員は、法人の構成員であり、最高議決機関である社員総会の構成員であることから法人の外部とはいえない。
- 設立者は、財団設立の意思をもって財産を拠出する者であり、法人の外部とはいえない。

※外部監事も同様とする

その他小規模法人への配慮

- 経過措置により、新法施行後も、在職中の全ての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば良い。
- 外部理事を含む役員に求められる役割を明確化し、研修や相談会、好事例の発信を通じて人材育成・確保を支援。

外部理事が適用除外となる小規模法人の基準（政令）

- 収益：3,000万円未満
- かつ
- 費用・損失：3,000万円未満

【考え方】

- 法人の私物化のリスクは法人の規模に関係ない
- ただし、①外部理事を確保すること、②外部理事がその役割を發揮できるよう、情報提供などを日常的に行う事務負担に配慮する必要がある。
- 収益、費用・損失が2,000万円～3,000万円の間で常勤の職員の平均が1人を下回り（注）、事務体制が特に脆弱であることから、3,000万円を基準とする。
※3,000万円の場合、全法人の約3割が適用除外となる見込み。
（注）収入・費用3,000万円未満の法人で常勤職員の平均は約1.2人、収入・費用2,000万円未満の法人で常勤職員の平均は約0.9人

会計監査人の設置範囲拡大

会計監査人の設置範囲拡大〔認定法5条13号〕

- 最終報告の内容を踏まえ、会計監査人の設置範囲を以下のとおり拡大する。

現在の基準		新しい基準
次のいずれかを満たす法人		次のいずれかを満たす法人
収益	1,000億円以上	収益 100億円以上
費用・損失	1,000億円以上	費用・損失 100億円以上
負債	50億円以上	負債 50億円以上

趣旨・基準設定の考え方

- 現在、収入が1,000億円以上の法人・費用・損失が1,000億円以上の法人は数法人のみであり、実態と乖離した基準となっていることから、**収益及び費用・損失について基準を引下げる。**
- 社会福祉法人・学校法人が会計監査を必須とする基準を引き下げていること等も踏まえ、必置の範囲を拡大する。
※社会福祉法人（収益30億円、負債60億円）
学校法人（収益10億円、負債20億円）
- 会計監査人必置のコストを踏まえ、法律で一律に必置とする範囲は一定の規模を有する法人とする。
→現在の約190法人から約220法人が必置となる見込み

改正後の公益法人の会計の適正性の確保のための措置

- 現行の取扱いと同様、ガイドラインと合わせて法人の実態に合った形で会計処理の適正性が確保されるようにする。

※現行のガイドラインの記載（5条2号経理的基礎関係）

- **収益、費用・損失1億円未満の法人**
→監事のうち1人以上に一定の経理業務の経験があること
 - **収益、費用・損失1億円以上の法人**
→外部監査を受ける 又は 監事のうち1名が公認会計士若しくは税理士の資格保持者であること
- 今後のガイドライン制定で引き続き検討

その他の政令事項

施行期日を定める政令

- **令和7年4月1日を施行日とする。**

認定取消／解散の際に財産を贈与できる法人〔認定法5条20号・21号〕

- 認定取消しや解散の際に、財産を贈与できる法人として、日本赤十字社を明記する
→これまでも日本赤十字社は政令の要件に該当するものとして、財産の贈与を認めてきたが、条文上明確でないことから明記する。

事後チェックの重点化

最終報告

ア 立入検査の重点化

現行の定期的・網羅的な立入検査の実施を見直し、内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、着実・迅速な情報収集と事実把握を行い、不適切事案の端緒をつかんだ法人に対して機動的・集中的に立入検査を実施する。また、組織的及び戦略的に立入検査を行うことができるよう、体制やその手法を見直す。

イ 監督措置の実効性向上

(ア) 行政庁における定期提出書類等の事後チェック強化の手法を確立する。特に今般の改革により変更認定手続のうち届出化する事項は、その事後チェックが実効的なものとなるようにする。

(イ) 監督・処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表することで、法人の予見可能性を高め、自律や自発的な改善を促しつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用することとする。

(ウ) 法人に対する行政庁の勧告・命令等の監督処分の実施状況やこれらを踏まえた法人の改善状況については、内閣府が一覧性をもって公表する。

(エ) 緊急性の高い事案について勧告を前置しない命令などの措置や、行政庁による監督を待たずに自律的な改善をした法人に対する監督措置の減免など自発的改善を促すための方策を検討する。

政府の取組

● 立入検査の頻度・内容のメリハリ付け

- ・ 過去の立入検査・事業報告等で問題がない法人は、検査のインターバルの延長+検査内容を簡素化 → 点検調査(仮称)の実施
(内閣府ではR5から14法人で試行)
- ・ 内外からの情報提供等により不適切事案の端緒を掴んだ場合、機動的に立入検査や報告要求を実施。認定法上の問題が判明したら、勧告、命令、認定取消等の監督措置を果断に実施。

● 監督に係る予見可能性の向上

- ・ ガイドラインで審査と監督の基本的考え方を一元的に示す
- ・ 事前審査ではなく事後チェックで確認する点を明示
(例：審査時に予定されていた寄附の受入れ状況、変更届出による事業変更の状況など)
- ・ 監督事案の公表の考え方(法人名、掲載期間、改善時の対応など)を整理し、現在の監督措置の実施状況を一元的に公表

● 法人運営の支援

- ・ 公益認定後間もない法人等に対し、制度理解や公益法人が遵守すべき事項等の周知、法人運営の支援を実施(新規認定後は早期に一度は点検調査を実施)

体制の整備等

● 公益認定等委員会事務局に専任の検査担当を設けることを検討

- ・ 検査の実効性向上、ノウハウの組織的蓄積・継承

● 都道府県への支援

- ・ 都道府県に検査のノウハウなど審査・監督に関する知見を提供
- ・ 基本的な考え方を共有しつつ、地域の実情に応じた監督が行われるよう措置

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）…………… 1
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第十一条関係）…………… 18
- 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（附則第十二条関係）…………… 19

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条の二</u>）</p> <p>第二章～第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（公益法人等の責務）</p> <p><u>第三条の二</u> 公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 国は、前項の規定による公益法人の取組を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>（公益認定の基準）</p> <p>第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 その行う公益目的事業について、<u>第十四条の規定による収支の均衡が図られるものであると見込まれるものであること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条</u>）</p> <p>第二章～第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（公益認定の基準）</p> <p>第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 その行う公益目的事業について、<u>当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込ま</u></p>

七・八 (略)

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する使途不特定財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十 各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として政令で定めるものをいう。第十二号において同じ。）にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一 (略)

十二 各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること。

十三・十四 (略)

十五 理事のうち一人以上が、当該法人又はその子法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第二条第四号に規定する子法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）の業務執行理事（一般社団・財団法人法第百十五条第一項（一般社団・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であつたことがない

れるものであること。

七・八 (略)

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一 (略)

(新設)

十二・十三 (略)

(新設)

者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十六 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。

十七 十九（略）

二十 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イスト（略）

二十一（略）

（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

（新設）

十四 十六（略）

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イスト（略）

十八（略）

（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。